

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月1日
【届出者の氏名又は名称】	U r s a 4 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング12階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング12階
【電話番号】	03-6636-3900
【事務連絡者氏名】	加藤 裕生
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	U r s a 4 株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング12階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、U r s a 4 株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジェイ・エス・ピーをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月15日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年6月19日付及び2026年6月26日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である2026年6月15日付公開買付開始公告（2026年6月26日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、2026年6月25日（現地時間）付でオーストラリア競争消費者委員会から本公開買付けについて届出が不要である旨を決定する文書が発出され、公開買付者が同日（現地時間）付で当該文書を受領したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する書面を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

7 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

12 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

7 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

オーストラリア競争法

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年6月17日（現地時間）付でA C C C に対して関連書類を提出しております。A C C C が免除決定を行うための法定期間は、提出日から25営業日以内とされていることから、公開買付者は、2026年7月22日（現地時間）までに免除決定を受領する見込みです。公開買付者がA C C C から免除決定を受領した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。また、公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにA C C C からの免除決定を取得できないことが判明した場合には、下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年6月17日（現地時間）付でA C C C に対して関連書類を提出しております。A C C C は2026年6月25日（現地時間）、免除決定を発出しました。公開買付者は、同日（現地時間）に当該免除決定を受領し、同日付で本公開買付けについて届出が不要であることを確認しました。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

< 前略 >

オーストラリア競争法

該当事項はありません。

(訂正後)

< 前略 >

オーストラリア競争法

許可等の日付 2026年6月25日

許可等の番号 WA-10019

1 2 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

< 前略 >

なお、上記「 7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、() 公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、又は() (a) 2010年連邦競争消費者法セクション51 A B V の定めによる免除決定を受領できなかった場合で、本公開買付けについて本クリアランス決定がなされず、若しくは当該申請について C C A 第51 A B F 条第2項に基づく審査の対象から除外されなかった場合若しくは(b) 免除決定について本公開買付けの期間満了前に撤回、取消し又は不利益な変更がなされた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、上記「 7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

(1) 2026年6月15日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

< 前略 >

なお、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、()公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、又は()(a)2010年連邦競争消費者法セクション51 A B Vの定めによる免除決定を受領できなかった場合で、本公開買付けについて本クリアランス決定がなされず、若しくは当該申請についてC C A第51 A B F条第2項に基づく審査の対象から除外されなかった場合若しくは(b)免除決定について本公開買付けの期間満了前に撤回、取消し又は不利益な変更がなされた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対して、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面(本公開買付けについて届出が不要である旨の決定)

公開買付者は、2026年6月17日(現地時間)付で、2010年連邦競争消費者法セクション51 A B Vに基づき、オーストラリア競争消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission)に対して、本公開買付けについて届出が不要である旨の決定に関する申請を行っていたところ、2026年6月25日(現地時間)付で同委員会から本公開買付けについて届出は不要であると決定した旨の「届出免除決定」と題する書面を2026年6月25日(現地時間)に受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、本書に添付いたします。